

2017年6月19日

各 位

会社名 株式会社 ゆうちょ銀行
代表者名 取締役兼代表執行役社長 池田 憲人
(コード番号 7182 東証第一部)
問合せ先 コーポレートスタッフ部門広報部(報道担当)
(TEL 03-3504-4440)

新規業務に関する認可取得

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 池田 憲人）は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第110条第1項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、以下の業務について、認可申請を行っていましたが、本日、金融庁長官及び総務大臣から認可を取得いたしましたのでお知らせいたします。

○ 認可取得した業務

・口座貸越による貸付業務

決済サービス拡充の一環として、残高を超える自動払込等の場合に、不足分の自動貸越に対応するなど、当行のお客様の急な出費への備えとなる口座貸越による貸付業務。今後、システム開発等を含む適切な販売態勢を整備した上で、銀行法に基づく承認を申請する予定です。

・資産運用関係業務

資産運用の高度化・多様化に資するため、CDS等の市場運用関係業務。市場運用関係業務については、包括的な認可を取得しました。

・その他の銀行業に付随する業務等

当行が郵政民営化法上実施可能とされている業務に付随する業務（銀行法第10条第2項柱書のその他の付随業務等）。地域金融機関との後方事務の共同化等、地域金融機関との協業関係の深化を図ります。

当行といたしましては、これらの業務を実施することにより、お客様の利便性の向上、当行の経営の安定、地域金融機関との連携強化等に貢献するものと考えております。

以上